



## 児童扶養手当等の各種手当について

児童扶養手当等の各種手当について紹介します。

※支給金額については、役場福祉課までお問い合わせください。



### ●児童扶養手当

▶対象者 : 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護する母親、もしくは監護しかつ生計を同じくする父親または養育する方(祖父母等)。※所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

▶支給要件: 「父母が婚姻を解消した児童」、「父親または母親が死亡した児童」、「父親または母親が一定程度の障がいの状態にある児童」、「父親または母親の生死が明らかでない児童」などを監護等していること。

### ●特別児童扶養手当

▶支給要件: 20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を、家庭で監護・養育している父母等に支給されます。※所得が一定の額以上であるときは支給されません。

### ●障害児福祉手当

▶支給要件: 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。※所得が一定の額以上であるときは支給されません。

### ●特別障害者手当

▶支給要件: 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。※所得が一定の額以上であるときは支給されません。

【お問い合わせ】役場福祉課 ☎ 0884-77-3614

## 通学定期購入費・宿舍使用料の助成

高等学校等への通学定期購入費・宿舍使用料の一部を助成します。

### ●対象となる方

美波町に住所があり、高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校・専修学校(高等課程に限る)、テクノスクール等に通学する方の保護者。

### ●助成期間

原則3年間

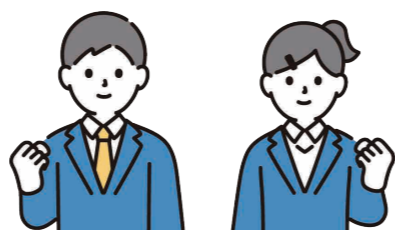
### ●助成金額

▶自宅から通学: 発着する最寄りの駅または停留所から学校までの年間通学定期購入費の1/2以内

▶宿舍から通学: 徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から、入寮費及び食事代を減じた額の1/2以内

※年度途中から助成対象者となった方は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とする

※他に同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額を引いた額とする



### ●手続きの流れ

- 1) 申請書に在学証明書(学生証は不可)を添付して美波町教育委員会へ提出
- 2) 助成決定後、助成金交付決定通知書を申請者へ通知
- 3) 指定の請求書に通学定期の購入・宿舍使用料の納入が確認できる書類を添付し、教育委員会へ提出
- 4) 助成金を指定口座に交付

#### 【注意事項】

※年度ごとに申請が必要です。

※申請等の書類は、美波町教育委員会、役場総務課、由岐公民館に置いています。美波町HPからもダウンロードできます。

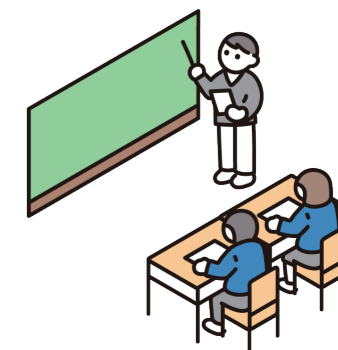
※年度をまたいだ期間の定期購入の場合は、日割り計算により算出します。

※令和4年度分の請求は令和5年3月31日までとします。

【お問い合わせ】美波町教育委員会 ☎ 0884-77-3620

## 令和5年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。



### ●資格要件

- 1) 町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、または入学が決定しており、学業及び人物が優秀な方
  - 2) 学資の支弁が困難と認められる方
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

### ●奨学金貸与額

大学等: 月額5万円以内 / 高校: 月額2万円以内

### ●利子

無利子

### ●返還期間

卒業1年後から10年以内。

ただし、年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。

### ●貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

### ●申請方法

申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申請書類は美波町教育委員会および由岐公民館に置いてあります。

### ●申請期限

令和5年5月9日(火) 17:00

【お問い合わせ】美波町教育委員会 ☎ 0884-77-3620

